令和４年７月　４日	
資　料　提　供	
担当課	労働政策課
担当者	橋本、村上
電　話	073－441－2790

雇用調整助成金(教育訓練加算)に県が上乗せ助成します

国の雇用調整助成金の特例措置が令和４年９月３０日まで延長されたことを踏まえ、国の雇用調整助成金（教育訓練加算）に県の助成金を上乗せ助成します。

１．事業概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、従業員の休業を余儀なくされた企業が多い中、今後の事業活動の回復拡大に向け、この時期を生かして従業員のスキルアップに、積極的に取り組む企業を支援するため、国の雇用調整助成金（教育訓練加算）に、県としての助成金を上乗せする支援を実施します。

２．県の教育訓練の加算額

3,000 円（1 人／1 日　なお研修が半日の場合、0.5 日で計算）

※国の雇用調整助成金 9,000 円、教育訓練加算 2,400～1,800 円

と合わせると（1 人／1 日あたり）

中小企業(国)9,000 円＋2,400 円＋(県)3,000 円＝14,400 円

大企業　(国)9,000 円＋1,800 円＋(県)3,000 円＝13,800 円

※研修が半日の場合は、国・県とも加算額は半額

３．対象となる事業者

次の①②の両方に該当する事業者

①県内に本店又は主たる事業所を有する者（中小企業・大企業ともに対象）

②和歌山県内の事業所に勤務する労働者に対し、国の雇用調整助成金（教育訓練）の対象となる教育訓練を実施し、国の支給決定を受けた者

４．対象期間

令和４年１月１日から令和４年９月３０日までに実施した教育訓練

５．申請期限

令和４年１２月２８日まで（当日消印有効）

県労働政策課ホームページ（制度詳細、補助金交付要綱・申請様式などを掲載）
https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060600/d00204219.html